

主催：株式会社HELLO base
(連続講座：初めてでもわかる相続・事業承継 11／12)

相続放棄・限定承認と生命保険

令和7年8月27日（水）



税理士法人レディング 代表
税理士・公認会計士 木下勇人

愛知県津島市出身。監査法人トーマツ・税理士法人トーマツにて事業承継対策専門部署にて従事。2009年、名古屋で相続専門税理士法人を設立し、富裕層に対する不動産・財産コンサルティング、オーナー社長への事業承継コンサルティングを中心に業務を展開。2017年9月に東京事務所開設。2021年6月につくば事務所開設。現在、東京税理士会麹町支部所属。主な著書に、「税理士が身につけるべきコーディネート力（清文社）」「相続・事業承継に役立つ生命保険活用術（清文社）」「ホントは怖い相続の話（ぱる出版）」がある。テレビ朝日ドラマ「プライベート・バンカー」金融監修。



■ 税理士法人レディング 基本データ

〒102-0085 東京都千代田区六番町13-1 ハイツ六番町501
TEL : 03-6265-4903 FAX : 03-6265-4904
URL : <https://www.leding.or.jp> Email : info@leding.or.jp

- ・相続対策
- ・事業承継対策

クライアント毎への当てはめ

1. 「争続」対策

0. 認知症リスク

3. 節税対策

2. 納税資金対策 分割調整資金対策

感情論

各種統計資料

単位：人

| | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 死亡者数 | 1,273,004 | 1,290,444 | 1,307,748 | 1,340,397 | 1,362,470 | 1,381,093 | 1,372,755 | 1,439,856 | 1,569,050 | 1,576,016 |
| 相続税納付者 | 133,310 | 233,555 | 238,550 | 249,576 | 258,498 | 254,517 | 264,455 | 294,058 | 329,444 | 339,098 |
| 相続放棄 | 182,082 | 189,296 | 197,656 | 205,909 | 215,320 | 225,415 | 234,732 | 251,994 | 260,497 | 282,785 |
| 限定承認 | 770 | 759 | 753 | 722 | 709 | 656 | 675 | 689 | 696 | 688 |

出典：厚生労働省人口動態統計

国税庁統計資料

最高裁司法統計

死亡数：年々増加の一途を辿る傾向

相続税納付者：平成27年基礎控除縮減の影響による増加

相続放棄：年々増加の一途を辿る

限定承認：全くの横ばい

相続方法（3種類）

1. 単純承認

相続人が被相続人のプラスの財産もマイナスの財産もまるごと相続する

- ①遺産分割、②連帯保証

2. 限定承認

相続人が被相続人のプラスの財産の範囲でマイナスの財産を相続する

- ①清算手続（換価）、みなし譲渡課税（所法59）

3. 相続放棄

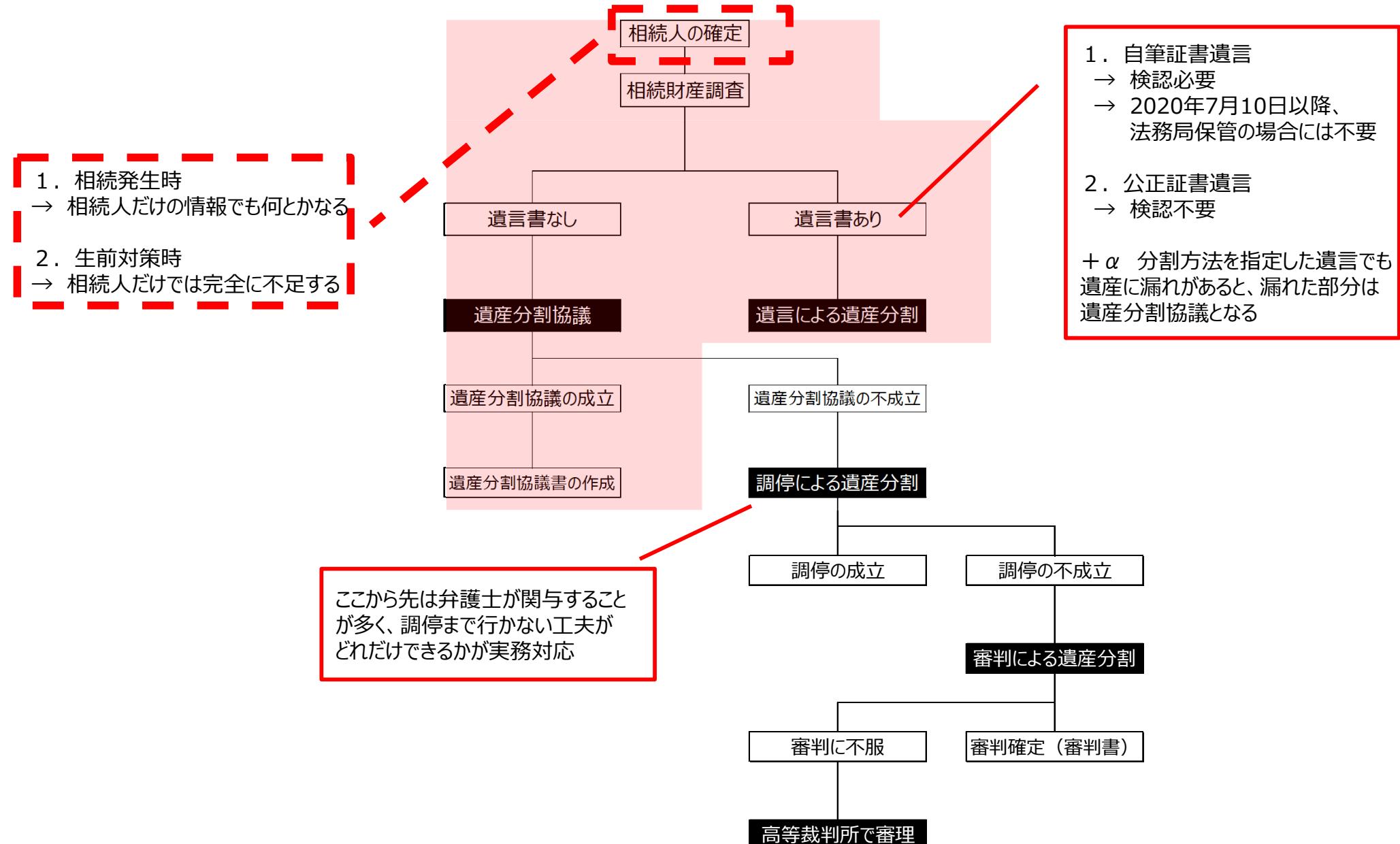
相続人が被相続人のプラスの財産もマイナスの財産も全く相続しない

- ①財産管理、②放棄特有の論点

被相続人のマイナス財産（消極財産）

- ・借入金や預り保証金などの確定債務
- ・連帯保証債務や未確定の訴訟債務などの偶発債務

遺産分割の基本的な流れ（前提：単純承認）



■事例

- ①被相続人がマンション建築のために銀行から借入金がある場合
 - ②被相続人が会社経営をしており、会社の連帯保証人となっていた場合
- 相続発生に伴い、法律的にどのような取扱いになるか？

■法律的取扱い

被相続人の借入金や連帯保証債務は、**法定相続人が法定相続分で相続により承継されたもの**とされる。

(最判昭和34年6月19日第二小廷判決)

もともと、遺産分割の対象になるのは、被相続人の有していた積極財産だけであり、被相続人の負担していた消極財産たる金銭債務は相続開始と同時に共同相続人にその相続分に応じて当然分割承継されるものであり、遺産分割によって分配されるものではない（東京高裁昭和37年4月13日判決）。

■ 実務上のポイント

実務上、「**免責的債務引受契約**」が多くとられる。債権者が相続人の1人と契約を交わし、他の相続人の返済義務を免責することに債権者が同意し契約する。

ただし、この方法は「**借入金**」については行われることが多いが、「**連帯保証債務**」については~~行われず、そのままとされることが多いのが実情~~。このままの状態でいると、思わぬ頃に連帯保証が相続されているものとして、代位弁済請求を受けることがあるため、税理士・FP等の相続実務家として事前に対応しておきたい。

■ 対処方法 3つ

- ①連帯保証債務についても、「**免責的債務引受契約**」を債権者（金融機関側）から取り付ける（債権者の同意が必須）。
- ②連帯保証の対象となっている借入金を**借換え**し、連帯保証の対象から外す。
(新たに借入をする金融機関側の同意が必須)
- ③**相続放棄**をする（3ヶ月以内）。ただし、財産全てを放棄することになる。
また、第1順位が放棄しても、第2順位、第3順位の相続人全員が相続放棄する必要がある。

相続放棄の基本と手続き

相続放棄の概要

□ 相続税申告義務あり = 資産超過 = 相続放棄しない？

| | |
|------|--|
| 意義 | 相続人の意思により相続そのものを拒否すること |
| 効果 | 相続放棄がなされると、他の相続人の相続分は、放棄者が初めからいなかつものとして算定されることになります（民法939条）。 |
| 代襲原因 | なりません。例えば、甲が死亡して甲の相続人乙が相続放棄をした場合に、乙の子丙が乙に代わって甲の相続分を相続することはできません（民法887条2項）。 |
| 手続き | その意思表示は家庭裁判所に対する申述という方式によって行うものとされています（民法938条）。 |
| 期間制限 | 「熟慮期間」と呼ばれる期間制限があり、「自己のために相続の開始があつたことを知った時」から3か月以内に相続放棄の申述をしなければならないとされています（民法915条1項）。 |

■ 民法

（相続の承認又は放棄をすべき期間）

第九百十五条 相続人は、**自己のために相続の開始があったことを知った時から三箇月以内**に、相続について、単純若しくは限定の承認又は放棄をしなければならない。ただし、この期間は、利害関係人又は検察官の請求によって、家庭裁判所において伸長することができる。

2 相続人は、相続の承認又は放棄をする前に、相続財産の調査をすることができる。

第九百十六条 相続人が相続の承認又は放棄をしないで死亡したときは、前条第一項の期間は、その者の相続人が自己のために相続の開始があったことを知った時から起算する。

第九百十七条 相続人が未成年者又は成年被後見人であるときは、第九百十五条第一項の期間は、その法定代理人が未成年者又は成年被後見人のために相続の開始があったことを知った時から起算する。

■ 検討フローチャート

1. 「死亡から」3ヶ月経過している かどうか?
→ 条文上の「自己のために相続の開始があったことを知った時から」とは？
2. 相続放棄をする前に「処分」（後述）があった かどうか?
→ 後見人がいる場合といない場合で対応が異なる
3. 相続放棄をする人が、後見人等のいない重度の認知症や知的障害の方 かどうか?
→ 「未成年者」が損をして、「親」が得する場合はNG（利益相反行為）

■ 民法

(単純承認の効力)

第九百二十条 相続人は、単純承認をしたときは、無限に被相続人の権利義務を承継する。

(法定単純承認)

第九百二十一條 次に掲げる場合には、相続人は、単純承認をしたものとみなす。

- 一 相続人が相続財産の全部又は一部を**処分**したとき。ただし、保存行為及び第六百二条に定める期間を超えない賃貸をすることは、この限りでない。
- 二 相続人が第九百十五条第一項の期間内に**限定承認又は相続の放棄をしなかった**とき。
- 三 相続人が、限定承認又は相続の放棄をした後であっても、相続財産の全部若しくは一部を隠匿し、私にこれを消費し、又は悪意でこれを相続財産の目録中に記載しなかったとき。ただし、その相続人が相続の放棄したことによって相続人となった者が相続の承認をした後は、この限りでない。

■ 法定単純承認（重要）

- 1号. 相続人が相続財産の全部又は一部を「処分」したとき
- 2号. 何もせずに3ヶ月（熟慮期間）を経過したとき
- 3号. 相続人が、限定承認又は相続の放棄をした後であっても、相続財産の全部若しくは一部を隠匿し、私（ひそか）にこれを消費し、又は悪意でこれを相続財産の目録中に記載しなかったとき

■ 実務上の留意事項

- ・第一順位の相続放棄 → 第二順位の相続放棄 → 第三順位の相続放棄（債務超過）
- ・何が「処分」に該当するか否かを知る（後述）
- ・原則、相続放棄の取消不可、相続人に関する代襲相続なし を知つておく

■ 民法921条1号（処分）の注意事項

・処分に該当

- 売却、贈与、相続財産に属する家屋の取壊し、高価な美術品の損壊など
- 「一般経済価額」のある「形見分け」
- **株主総会において相続人が行う議決権行使**
- 被相続人所有の貸家の賃料振込先を自己名義の口座へ変更
- 準確定申告の提出（還付×。納付でも解釈が分かれる）
- **生存中の給付金（入院給付金、通院給付金、傷害医療費用保険）の受取**

・処分に非該当

- 相続人固有の財産（死亡保険金含む）による被相続人の相続債務の弁済
- 相続財産の中から葬儀費用、仏壇、墓石の購入費用の支払い（不相当でないもの）
- 「一般経済価額」のない「形見分け」

■ 相続放棄の税務論点

- ・「相続放棄があった場合には、相続放棄は無かったものとする」場合
 1. 基礎控除額（相続税）の計算
 2. 生命保険金、退職手当金等の非課税限度額の計算
- ・配偶者が相続放棄しても税額軽減特例あり（相基通19の2-3）

■ 相続放棄してもらえる財産（みなし相続財産）

1. 死亡保険金、死亡退職金（ただし、非課税規定なし。上述）、弔慰金
2. 遺族基礎年金、未支給の公的年金、未支給の企業年金

■ 遺贈を受ける相続人が相続放棄をする場合

1. 特定遺贈を放棄する場合
 - 受遺者は遺言者の死亡後、いつでも遺贈の放棄が可能（遺言執行者へ）
 - 遺贈の放棄後、相続の放棄へ
2. 包括遺贈を放棄する場合
 - 法律的には相続人と同じ地位にある（民法990）ため、相続放棄と同じ手続きが必要
 - 包括遺贈を知ってから3ヶ月（熟慮期間）内に家庭裁判所への放棄の手続き（民法915、938）

相続放棄申述書（裁判所HPより）

記入例1 申述人が成人の場合

| 申立書を提出する裁判所 | |
|--|-----------------------|
| 作成年月日 | |
| 受付印 | 相続放棄申述書 |
| (この欄に収入印紙800円分を貼ってください。) | |
| 印紙 | (貼った印紙に押印しないでください。) |
| 収入印紙 円 | |
| 予納郵便切手 円 | |
| 埠口面 | 関連事件番号 平成・令和 年(家) 第 号 |
| <input checked="" type="radio"/> 家庭裁判所 申述人(未成年者などの場合は法定代理人の記名押印) 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 | |
| 甲野一郎  | |
| <small>(同じ書類は1通で2枚あります。審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。)</small> <small>添付書類 戸籍(改籍・変更原戻戸籍) 墓本(全般事項証明書) 合計 2通</small> <small>被相続人の住民登録票又は戸籍別冊</small> | |
| 申述人 本籍(国籍) ○○ 都道府県 ○○市○○町○○番地 住所 ○○○ - ○○○○ 電話 ○○ (○○○○) ○○○○ フリガナ 氏名 カノ サトウ 甲野一郎 生年月日 平成○年○月○日 令和○年○月○日 職業 会社員 <small>被相続人ととの関係</small> ① 子 2孫 3配偶者 4直系尊属(父母・祖父母) 被相続人の... 5兄弟姉妹 6おじめい 7その他() 法定代理人等 1親権者 住 所 平 - 電話 () 2後見人 () 3フリガナ 氏名 被相続人 本籍(国籍) ○○ 都道府県 ○○市○○町○○番地 最後の住所 ○○県○○市○○町○○丁目○○番○号 死亡当時の職業 無職 フリガナ 氏名 カノ オオタウチ 甲野 乙太郎 生年月日 平成○年○月○日死亡 | |

裁判所から連絡がとれるように
正確に記入してください。

亡くなつた人のことについて
記入してください。

(注) 太枠の中だけ記入してください。※の部分は、当てはまる番号を○で囲み、被相続人との関係欄の7、法定代理人等欄の3を選んだ場合は、具体的に記入してください。

相続放棄 (1/2)

| 申述の趣旨 | |
|---|--|
| 相続の放棄をする。 | |
| 申述の理由 | |
| <small>* 相続の開始を知った日</small> 令和○年○月○日 ① 被相続人死亡の当日 3 先順位者の相続放棄を知った日 2 死亡の通知をうけた日 4 その他() | |
| 放棄の理由 | 相続財産の概略 |
| <small>* 1 被相続人から生前に贈与を受けている。</small> 2 生活が安定している。 3 遺産が少ない。 4 遺産を分散させたくない。 5 債務超過のため。 6 その他 [] | 農地···約 平方メートル 現金···約 万円 山林···約 平方メートル 有価証券···約 100 万円 宅地···約 平方メートル 建物···約 20 平方メートル 負債···約 1,000 万円 |

(注) 太枠の中だけ記入してください。※の部分は、当てはまる番号を○で囲み、申述の理由欄の4、放棄の理由欄の6を選んだ場合は、()内に具体的に記入してください。

1~5に該当しないときは
ここに記入してください。

亡くなつた人が残した財産(負債を含む。)について記入してください。

相続放棄 (2/2)

限定承認の概要とメリット

限定承認の選択余地があるケース

■ プラスの方が多い（可能性がある）

1. 引き継ぐ積極財産の価額は不明
2. 網羅していない負債が存在する可能性がある

■ マイナスの方が多い（債務超過）

1. 後順位の相続人対策（相続放棄のデメリット）
2. 特定の財産を手元に残すことが可能
3. 財産管理義務の回避が可能

（限定承認者による管理）

第九百二十六条 限定承認者は、その固有財産におけるのと同一の注意をもって、相続財産の管理を継続しなければならない。

2 第六百四十五条、第六百四十六条、第六百五十条第一項及び第二項並びに第九百十八条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

（相続の放棄をした者による管理）

第九百四十条 相続の放棄をした者は、その放棄によって相続人となった者が相続財産の管理を始めることができるまで、自己の財産におけるのと同一の注意をもって、その財産の管理を継続しなければならない。

2 第六百四十五条、第六百四十六条、第六百五十条第一項及び第二項並びに第九百十八条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

限定承認が選択されない理由

1. 相続人全員による申立てが必要

- 相続人のうち1人でも単純承認するとアウト！
- ただし、相続放棄するのは問題なし（後述）

2. みなし譲渡課税の存在

- 含み益（キャピタルゲイン）がある相続財産があると、相続開始時点で譲渡を行ったものとみなされ譲渡所得税あり

3. 手続きが煩雑 + 扱える専門家が少ない

- 申請できる期間が限られている（原則3ヶ月）
- 換価手続から弁済までを相続人主体で行うため煩雑

限定承認の流れ

1. 資産・負債の調査
2. 熟慮期間の伸長に関する判断
3. 共同相続人全員に連絡
4. 限定承認の申述書と相続財産目録の作成
5. 家庭裁判所への申述
6. 限定承認申述受理の審判
7. 相続財産管理人の選任
8. 準確定申告（被相続人）
9. 債権申出の公告・催告
10. 鑑定人選任の申立て
11. 請求申出を行なった相続債権者・受遺者への弁済
12. 残余財産の処理等

1. 資産・負債の調査

■不動産評価

市場価値（Not固定資産税評価、相続税評価）

■相続方法の決定には負債調査が重要

1. 信用情報機関の活用（被相続人の信用情報も保存。連帯保証情報も一定程度含む。）

①CIC（クレジット・インフォメーション・センター） → HPで申込用紙ダウンロード（相続人用）

②全国銀行個人信用情報センター → 郵送で申込用紙送付

③ JICC（日本信用情報機構） → HPで申込用紙ダウンロード（相続人用）

→ 個人間の消費貸借、無登録の貸金業者からの借入はNG

2. 会社代表者である（あった場合）は金融機関の連帯保証人を疑う

・金融機関からの借入があれば、ほぼ間違いなく連帯保証人の地位あり

・二重縛り（先代経営者 + 現経営者）があるので、先代経営者の連帯保証が残存しないか注意

2. 熟慮期間の伸長に関する判断

■原則

被相続人が亡くなったことを知ってから、3ヶ月以内（熟慮期間：民法915①）

■例外

熟慮期間（3ヶ月）以内に、相続財産（資産・負債）の調査を終えることができない場合、熟慮期間の伸長が可能（民法915①ただし書き）。熟慮期間を延長するためには被相続人が最後に住んでいた地域を管轄する家庭裁判所に申し立てを行う。ただし、全ての場合に伸長が認められる訳ではなく、あくまで例外措置であるため、熟慮期間内で財産調査を終えるように心がける。

伸長理由：

- ①時間を要する（∵相続財産の種類や保管場所が多い）
- ②時間を要する（∵相続人が海外におり遠方からの調査であるため）
- ③限定承認を進めるにあたり相続人間で協議している etc

→ 伸長しても納税期限（準確定申告）は伸長されない！

期間伸長申立書（裁判所HPより）

| | | | |
|--|--------------|--|--|
| 受付印 | | 民事審判申立書 事件名(相続の承認又は放棄の) 期間伸長 | |
| | | <p>(この欄に訴訟手取料として1点について800両分の収入領紙を貼ってください。)</p> <p>印紙</p> <p>(貼った領紙に押印しないでください。)</p> <p>(注意) 訴訟手取料としての収入領紙を貼付する場合は、訴訟手取料としての収入領紙は貼らずにそのまま提出してください。</p> | |
| 収入領紙 | 四 | 手取料済印 | 四 |
| 手納領紙 | 四 | | |
| 道口票 | | 関連事件番号 平成・令和 年(京)第 号 | |
| <input checked="" type="radio"/> ○ 家庭裁判所 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 | | 申立人 (えはあを代りんなど) の 記名押印 | 甲野杉男  |
| 添付書類 | | | |
| 申立人 | 支 所 (区 号) | (被相続人が在宅されていない場合等は、記入する必要はありません。) 新宿 ○○市○○町○丁目○番地 | |
| | 住 所 | 〒 ○○ - ○○○○ 電話 ○○○(○○○)○○○○ ○○県○○市○○町○丁目○番○号 | |
| | 連絡先 | 〒 - 電話 () (住所で確実に連絡ができるときは記入しないでください。) | |
| | フリガナ 氏 名 | コウノスギオ 甲野杉男  令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日生 (○○) 会 社 員 | |
| 被相続人 | 支 所 (区 号) | (被相続人が在宅されていない場合等は、記入する必要はありません。) 新宿 ○○市○○町○丁目○番地 | |
| | 最後の住 所 | 〒 ○○ - ○○○○ 電話 () ○○県○○市○○町○丁目○番○号 | |
| | 連絡先 | 〒 - 電話 () | |
| | フリガナ 氏 名 | コウノタロウ 甲野太郎  令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日生 (○○) 無 职 | |

(注) 文格の中だけ記入してください。
空の部分は、申立人、法廷代理人、或る被後見人となるべき者、不恤者、共同相続人、候相続人等の区別を記入してください。
別表第一 (1 / 2)

| | |
|---|--|
| 申立ての趣旨 | |
| 申立人が、被相続人甲野太郎の相続の承認又は放棄をする期間を令和〇〇年〇〇月〇〇日まで伸長するとの審判を求めます。 | |
| 申立ての理由 | |
| <p>1 申立人は、被相続人の長男です。</p> <p>2 被相続人は令和〇〇年〇〇月〇〇日死亡し、同日、申立人は、相続が開始したことを知りました。</p> <p>3 申立人は、被相続人の相続財産を調査していますが、被相続人は、幅広く事業を行っていたことから、相続財産が各地に分散しているほか、債務も相当額あるようです。</p> <p>4 そのため、法定期間内に、相続を承認するか放棄するかの判断をすることが困難な状況にあります。</p> <p>5 よって、この期間を〇か月伸長していただきたく、申立ての趣旨のとおりの審判を求めます。</p> | |

別表第一 (2 / 2)

3. 共同相続人全員に連絡

■条文確認

(共同相続人の限定承認)

第九百二十三条 相続人が数人あるときは、限定承認は、共同相続人の全員が共同してのみこれを
することができる。

- 文面を読むと、共同相続人が3人いれば、「3人とも」限定承認を選択する必要がある
- しかしながら、限定承認をする前に共同相続人のうち誰かが「相続放棄」を選択すると、
「初めから相続人とならなかったものとみなされる」ため、限定承認をしなくてもよくなる（以下参照）

(相続の放棄の効力)

第九百三十九条 相続の放棄をした者は、その相続に関しては、初めから相続人とならなかったものと
みなす。

4. 限定承認の申述書と相続財産目録の作成

■ 概要

「限定承認の申述書」という書類を家庭裁判所に提出する必要
(限定承認の方式)

第九百二十四条 相続人は、限定承認をしようとするときは、第九百十五条第一項の期間内に、相続財産の目録を作成して家庭裁判所に提出し、限定承認をする旨を申述しなければならない。

■ 提出先の家庭裁判所

被相続人が最後に住んでいた場所を管轄する家庭裁判所

■ 必要書類

- ✓ 相続限定承認申述書
- ✓ 被相続人の除籍・原戸籍謄本、住民票除票
- ✓ 相続人全員の戸籍謄本・住民票
- ✓ 財産目録
- ✓ 収入印紙 (800円)
- ✓ 切手 (82円・10円を各5枚程度×申立人の数)

限定承認申述書（裁判所HPより）

| | | | |
|--------|--|---|--|
| 受付印 | | 家事審判申立書 事件名(相続の限定承認) | |
| | | <p>この欄に申立手数料として1件について800円分の収入印紙を貼ってください。)</p> <p>印 紙</p> <p>(貼った印紙に押印しないでください。)</p> <p>(注意) 登記手数料としての収入印紙を納付する場合は、登記手数料としての収入印紙は貼らずにそのまま提出してください。</p> | |
| 取入印紙 円 | | 予納郵便切手 円 | |
| | | 予納収入印紙 円 | |
| 準印頭 | | 関連事件番号 平成・令和 年(家) 第 号 | |

| | | |
|--|------------------|--|
| <input checked="" type="radio"/> 家庭裁判所 | 申立人 | 甲野一郎  |
| 御中 | (又は法定代理人などの記名押印) | 甲野二郎  |
| 令和〇年〇月〇日 | | |

| | |
|------|---|
| 添付書類 | ※ 標準的な申立て添付書類については、裁判所ウェブサイトの「手続の概要と申立ての方法」のページ内の「申立てに必要な書類」欄を御覧ください。 |
|------|---|

| | | | |
|------|--------|--|---|
| 申立人印 | 本籍(国籍) | (印紙の添付が必要とされていない申立ての場合は、記入する必要はありません。) 都道府県 ○○市○○町○○丁目○○番地 | |
| 申立人 | 住所 | 〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 | 電話 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇 |
| 申立人 | 連絡先 | 〒 一 | 電話 () |
| 申立人 | 氏名 | コウノイチロウ  甲野一郎 | 平成〇年〇月〇日生 合和 (〇〇歳) |
| 申立人 | 職業 | 会社員 | |
| 申述人 | 本籍(国籍) | (印紙の添付が必要とされていない申立ての場合は、記入する必要はありません。) 都道府県 申述人一郎の本籍と同じ | |
| 申述人 | 最後の住所 | 〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 | 電話 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇 ○○県○○市○○町○○丁目○○番○号○○マンション○○○号室 |
| 申述人 | 連絡先 | 〒 一 | 電話 () |
| 申述人 | 氏名 | コウノジロウ  甲野二郎 | 平成〇年〇月〇日生 合和 (〇〇歳) |
| 申述人 | 職業 | 会社員 | |

(注) 太枠の中だけ記入してください。
※の部分は、申立人、法定代理人、成年被後見となるべき者、不在者、共同相続人、被相続人等の区別を記入してください。
別表第一 (1/2)

| | | | |
|-----------------------|-------|----------------|------------------------------------|
| ※ 被 相 続 人 | 本籍 | 都道府県 | 申述人一郎の本籍と同じ |
| | 最後の住所 | 〒 一 | 申述人一郎の住所と同じ (方) |
| | 氏名 | コウノタロウ 甲野太郎 | 昭和〇年〇月〇日生 平成〇年〇月〇日生 令和 (蔵) |
| ※ | 本籍 | 都道府県 | |

| | |
|---------------------|--|
| 申立ての趣旨 | |
| 被相続人の相続につき、限定承認します。 | |

| | |
|--|--|
| 申立ての理由 | |
| <p>1 申述人は、被相続人の子であり、相続人は申述人だけです。</p> <p>2 被相続人は、令和〇年〇月〇日死亡してその相続が開始し、申述人はいずれも被相続人の死亡当日に相続の開始を知りました。</p> <p>3 被相続人には別添の遺産目録記載の遺産がありますが、相当の負債もあり、申述人はいずれも相続によって得た財産の限度で債務を弁済したいと考えますので、限定承認をすることを申述します。</p> <p>(申述人が複数の場合)</p> <p>なお、相続財産管理人には、申述人の甲野一郎を選任していただくよう希望します。</p> | |

| （別紙）遺産目録（□特別受益目録） | | | | | |
|-------------------|-----------------------------|------|-----|-------------------------|---|
| 【土地】 | | | | | |
| 番号 | 所在地 | 地番 | 地目 | 地積 | 備考 |
| 1 | ○○市○○町○丁目 | ○番○ | 宅地 | 150:00 | 建物1の敷地評価額〇〇〇〇万円○○銀行の抵当権（建物と共同抵当）あり残額約5800万円 |
| 遺産目録（□特別受益目録） | | | | | |
| 【建物】 | | | | | |
| 番号 | 所在地 | 家屋番号 | 種類 | 構造 | 床面積 |
| 1 | ○○市○○町○丁目○番地 | ○番○ | 居宅建 | 木造瓦葺平家 | 90:00 |
| 遺産目録（□特別受益目録） | | | | | |
| 【現金、預・貯金、株式等】 | | | | | |
| 番号 | 品目 | 単位 | 数量 | 金額 | 備考 |
| 1 | ○○銀行○○支店定期預金 (番号○○○○○○○) | | | 3,104,000円 | 申述人一郎保管 |
| 2 | ○○銀行○○支店普通預金 (番号○○○○○○○) | | | 800,123円 | 申述人一郎保管 |
| 3 | ○○株式会社 株式 | 50円 | | 8,000株 | 評価額600,000円 申述人一郎保管 |
| 4 | 現金 | | | 4,500円 | 申述人一郎保管 |
| 5 | 負債 債権者 ○○銀行○○支店 | | | 借入金7000万円 利息〇%，損害金〇% | 残額約5800万円 土地、建物に抵当 |
| 6 | 負債 債権者 ○○金融 | | | 借入金50万円 利息〇%，損害金〇% | 残額約45万円 |
| | その他の負債について、未調査 | | | | |

- 5. 家庭裁判所への申述
- 6. 限定承認申述受理の審判
- 7. 相続財産管理人の選任

■条文確認

(限定承認の方式)

第九百二十四条 相続人は、限定承認をしようとするときは、第九百十五条第一項の期間内に、相続財産の目録を作成して家庭裁判所に提出し、限定承認をする旨を申述しなければならない。

■申述後の流れ

- 1. 家庭裁判所への申述
- 2. 申述書提出後、数日から2週間以内に、家庭裁判所から照会が到着
- 3. 内容確認のうえ、照会書の返送（申述書の内容と相違ないよう）
- 4. 問題なければ、その後、「限定承認申述受理通知書」が到着
- 5. 複数の相続人で申述を行っている場合には、裁判所からその中から1人を「相続財産管理人」に指定し、「限定承認申述受理通知書」と併せて「選任審判書」も到着
 - 申述書へ相続人のうち誰を相続財産管理人に選任してほしいかを明記しておく
 - 相続人間での事前の話し合いをしておく

8. 準確定申告（被相続人）

■条文確認：所得税法

（贈与等の場合の譲渡所得等の特例）

第五十九条 次に掲げる事由により居住者の有する山林（事業所得の基となるものを除く。）又は譲渡所得の基となる資産の移転があつた場合には、その者の山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、その事由が生じた時に、その時における価額に相当する金額により、これらの資産の譲渡があつたものとみなす。

- 一 贈与（法人に対するものに限る。）又は相続（限定承認に係るものに限る。）若しくは遺贈（法人に対するもの及び個人に対する包括遺贈のうち限定承認に係るものに限る。）
- 二 著しく低い価額の対価として政令で定める額による譲渡（法人に対するものに限る。）
- ・
- ・

所得税基本通達59-6（株式等を贈与等した場合の「その時における価額」）

- 時価評価（相続税評価額ではない）
- 不動産・自社株の評価に注意
- 限定承認で特有の税務手続である「みなし譲渡課税」の本当の理由は？
- 準確定申告の申告期限は「相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内」であるため
- 6. 限定承認申述受理の審査後、すぐに申告できるように事前準備が必要！
- 税率は？ 住民税は？ 納付は？ 優先権あり？
- みなし譲渡課税を準確定申告した後の相続税申告は？

9. 債権申出の公告・催告

■条文確認

(相続債権者及び受遺者に対する公告及び催告)

第九百二十七条 限定承認者は、**限定承認をした後五日以内に、すべての相続債権者**（相続財産に属する債務の債権者をいう。以下同じ。）**及び受遺者に対し**、限定承認したこと及び一定の期間内にその請求の申出をすべき旨を**公告**しなければならない。この場合において、**その期間は、二箇月を下ることができない。**

2 前項の規定による公告には、相続債権者及び受遺者がその期間内に申出をしないときは弁済から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、限定承認者は、知れている相続債権者及び受遺者を除斥することができない。

3 限定承認者は、**知れている相続債権者及び受遺者には、各別にその申出の催告をしなければならない。**

4 第一項の規定による**公告**は、**官報**に掲載してする。

(相続人が数人ある場合の相続財産の管理人)

第九百三十六条 相続人が数人ある場合には、家庭裁判所は、相続人の中から、相続財産の管理人を選任しなければならない。

2 前項の相続財産の管理人は、相続人のために、これに代わって、相続財産の管理及び債務の弁済に必要な一切の行為をする。

3 第九百二十六条から前条までの規定は、第一項の相続財産の管理人について準用する。この場合において、**第九百二十七条第一項中「限定承認をした後五日以内」とあるのは、「その相続財産の管理人の選任があった後十日以内」と読み替えるものとする。**

→ 審判後すぐに掲載する必要があるため、6. 申述受理審判前の事前準備が必要（掲載料も確認）

→ 遺産集約のための口座開設（被相続人〇〇〇〇 相続財産管理人（限定承認者）△△△△△）

9. 債権申出の公告・催告

限定承認公告

本籍 東京都

最後の住所 東京都

被相続人 亡

上記被相続人は平成 日死亡し、その相続人は平成 日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をしてください。上記期間内にお申出がないときは弁済から除斥します。

平成 日

東京都

相続財産管理人

10. 鑑定人選任の申立て

■条文確認

(弁済のための相続財産の換価)

第九百三十二条 前三条の規定に従って弁済をするにつき相続財産を売却する必要があるときは、限定承認者は、これを競売に付さなければならない。ただし、家庭裁判所が選任した鑑定人の評価に従い相続財産の全部又は一部の価額を弁済して、その競売を止めることができる。

→ 実務上は競売はしないことが多い。任意売却で対応（相続債権者・受遺者の同意を得て）。

ただし、民法条文には任意売却の規定は存在しない。

→ 例外的に**限定承認者（相続人）に先買権が認められている（但書）。**

1. 相続財産管理人が鑑定人選任の申立て（債権者に参加の機会を与える規定：933条）
2. 家庭裁判所が鑑定人を選任
3. 選任された鑑定人による鑑定（時価）。このとき上記933条注意
4. 相続人は相続財産管理人に対し、鑑定価額以上の一定金額で先買権行使する旨の意思表示をする
5. 相続人は鑑定人の鑑定価額以上の金員を相続財産管理人に交付
6. 上記5.により先買権行使手続完了
7. 行使対象が不動産である場合には、持分移転登記を入れる

（共同相続登記→民法932条但書きによる価額弁済を登記原因とする持分移転登記）

（ただし、法定相続人が1人の場合、法定相続人全員が法定相続分の割合で先買権行使した場合には持分移転登記は不要）

→ ただし、注意すべきは、先買権行使により、抵当権等の担保権に基づく実行を阻止することは不可。

実務的には、必ず抵当権者の同意を得てから先買権行使する他ない。

11. 弁済 → 12. 残余財産の処理

■条文確認

(公告期間満了前の弁済の拒絶)

第九百二十八条 限定承認者は、前条第一項の期間の満了前には、相続債権者及び受遺者に対して弁済を拒むことができる。

(公告期間満了後の弁済)

第九百二十九条 第九百二十七条第一項の期間が満了した後は、限定承認者は、相続財産をもって、その期間内に同項の申出をした相続債権者その他知れている相続債権者に、それぞれその債権額の割合に応じて弁済をしなければならない。ただし、優先権を有する債権者の権利を害することはできない。

(期限前の債務等の弁済)

第九百三十条 限定承認者は、弁済期に至らない債権であっても、前条の規定に従って弁済をしなければならない。

2 条件付きの債権又は存続期間の不確定な債権は、家庭裁判所が選任した鑑定人の評価に従って弁済をしなければならない。

(受遺者に対する弁済)

第九百三十二条 限定承認者は、前二条の規定に従って各相続債権者に弁済をした後でなければ、受遺者に弁済をすることができない。

- 公告期間経過後は、相続財産管理人は債権者に債権額に応じた弁済（配当）を行う。
　　資金業者への債権の場合、利息制限法の引き直しが必要な場面あり（場合によっては過払金返還あり）
- 債権届期間に届出なし、かつ、相続人の知らない債権者が存在した場合、これらの債権者は残余財産に関するのみ弁済を受ける権利あり。財産を弁済してもなお財産が余る場合に、相続人間で遺産分割協議
- 相続税申告における債務控除：①本来の相続債務、②みなし譲渡課税、③葬式費用、④基礎控除
　　これらを控除してゼロ以上であれば相続税申告義務あり

生命保険契約の取り扱い

遺言と生命保険の親和性

| | 遺言 | 生命保険 |
|---|-------|------------|
| 受取人指定 | ○ (※) | ○ |
| 承継可能財産 | 全ての資産 | 現金（保険金請求権） |
| 特別受益の持ち戻し（民法903） 遺留分算定基礎への持ち戻し（民法1044） | 有 | 無（原則） |
| 相続放棄での受領 | 不可 | 可 |

※特定遺贈に限る

■ ポイント

→ すべては「受取人固有の財産」（最判昭和40年2月2日）に起因する！

1. 特に下2つは特筆に値する機能といえます。
2. 事業承継の現場において、相続放棄（場合によっては限定承認）の適用場面も今後は検討可能性がある。

(再掲) 10. 鑑定人選任の申立て

■条文確認

(弁済のための相続財産の換価)

第九百三十二条 前三条の規定に従って弁済をするにつき相続財産を売却する必要があるときは、限定承認者は、これを競売に付さなければならない。ただし、家庭裁判所が選任した鑑定人の評価に従い相続財産の全部又は一部の価額を弁済して、その競売を止めることができる。

- 実務上は競売はしないことが多い。任意売却で対応（相続債権者・受遺者の同意を得て）。
ただし、民法条文には任意売却の規定は存在しない。
- 例外的に**限定承認者（相続人）に先買権が認められている（但書）。**
 1. 相続財産管理人が鑑定人選任の申立て（債権者に参加の機会を与える規定：933条）
 2. 家庭裁判所が鑑定人を選任
 3. 選任された鑑定人による鑑定（時価）。このとき上記933条注意
 4. **相続人は相続財産管理人に対し、鑑定価額以上の一定金額で先買権行使する旨の意思表示をする**
 5. 相続人は鑑定人の鑑定価額以上の金員を相続財産管理人に交付
 6. 上記5.により先買権行使手続完了
 7. 行使対象が不動産である場合には、持分移転登記を入れる
(共同相続登記→民法932条但書きによる価額弁済を登記原因とする持分移転登記)
(ただし、法定相続人が1人の場合、法定相続人全員が法定相続分の割合で先買権行使した場合には持分移転登記は不要)
- ただし、注意すべきは、先買権行使により、抵当権等の担保権に基づく実行を阻止することは不可。
実務的には、必ず抵当権者の同意を得てから先買権行使する他ない。



公式LINEのご案内 「税理士に教える税理士の相続ここだけの話」

税理士法人レディングでは公式LINE「税理士に教える税理士の相続ここだけの話」にて、相続・事業承継に関する情報やセミナー等のご案内をさせていただいております。

～こんな情報を届けします！～

- ・相続・事業承継に関する実務家向け情報
- ・税理士法人レディング主催のセミナー情報
- ・その他のお役立ち情報

実務に
役立つ情報を
お届けします！

こちらからご登録をお願いいたします⇒

